

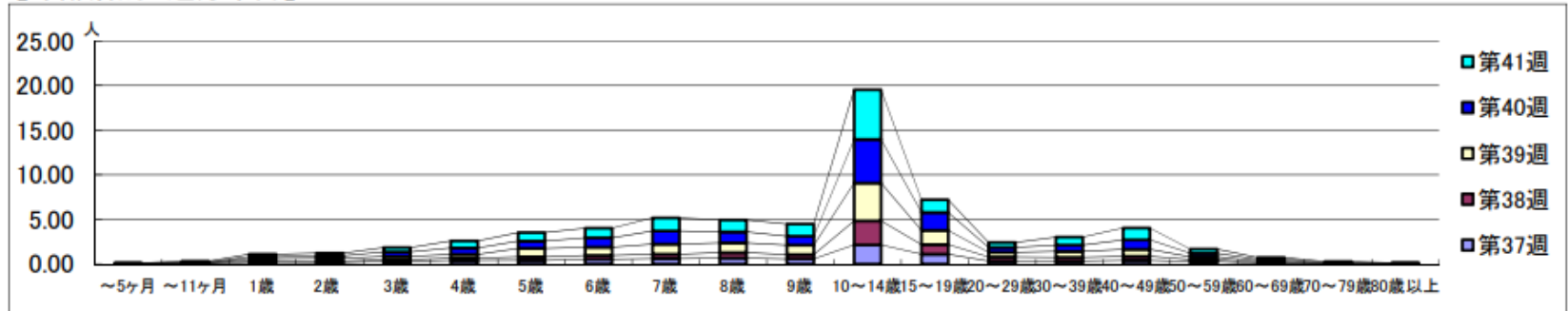
# 施設における感染症対策

横浜市南福祉保健センター

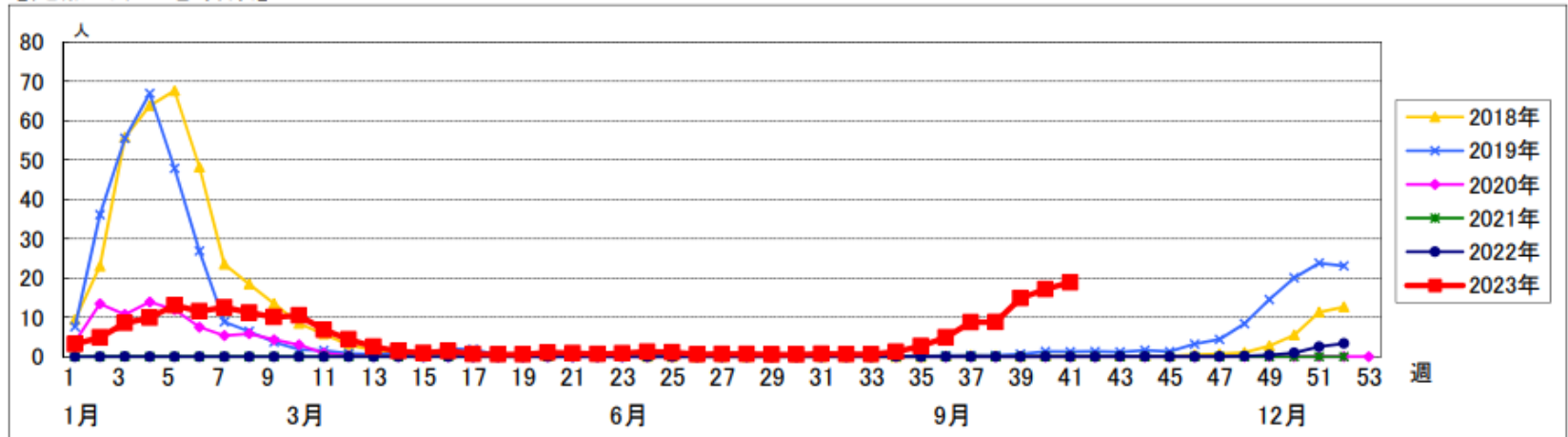
2023年10月31日

# 横浜市感染症発生動向調査

【年齢層別5週分集計】



【定点当りの患者数】



横浜市（衛生研究所）のホームページから、インフルエンザ他の感染症の、横浜市内の発生状況について、情報が得られます

# 保育所での感染症対策

- 一人ひとりの乳幼児と集団の健康と安全を守る
- 子ども同士が濃厚に接触するため、飛沫感染や接触感染がおこりやすい
- 乳幼児が自ら感染対策を行うことは難しい
- 感染症が発生した場合の流行規模を最小限にすることを目標として対策を行うことが重要
- 保育所は、児童福祉施設として社会機能の維持に重要な役割を担う
- 保育所は、集団生活施設として子どもたちの健康と安全の維持に重要な役割を担う

保育所における感染症対策ガイドライン  
(2018年改訂版)

こども家庭庁

2018(平成30)年3月

(2023(令和5)年5月一部改訂)

<2023(令和5)年10月一部修正>

本ガイドラインは、厚生労働省において作成されたものですが、厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管に伴い、こども家庭庁において一部改訂を行いました。

保育所における感染症対策ガイドライン こども家庭庁 2023年5月一部改訂

# 介護施設での感染症対策

- 利用者は、高齢者、または基礎疾患があるなど感染への抵抗力が低下している
- 認知機能の低下により感染対策への協力が難しい方が多い
- 介護現場では、一人の職員が複数の利用者を担当することが常であり、職員を介して感染症が広がることもある
- 感染症が介護現場に持ち込まれると、集団発生となり得るので、まずは予防すること、そして発生した場合には、最小限に食い止めることが必要
- 施設・通所・訪問サービスといった各サービスの特性を理解する必要がある



介護現場における感染対策の手引き第3版 厚生労働省老健局 令和5年9月

# 感染症対策の基本

## ■ 感染症の原因となる病原体の存在するところ

- ① 血液等の体液（汗を除く）
- ② 目・鼻・口腔内等の粘膜
- ③ 正常でない皮膚（傷・発疹・発赤・やけど等）
- ④ 上記にふれた手指

①～③は手袋を必ず着用。

手袋を脱いだ後は手指衛生（手洗い アルコール消毒等）が必要

## ■ 感染経路別の予防策

・ 標準予防策（スタンダード・プリコーション）

- ① 空気感染
- ② 飛沫感染
- ③ 接触感染ごとの予防策

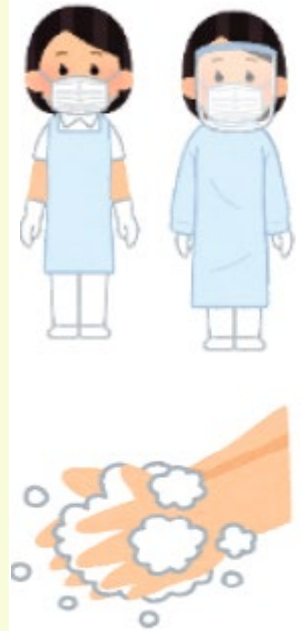
## ■ 感染症に対する抵抗力をあげる

・ 日頃から十分な栄養や睡眠をとる

・ 予防接種（あらかじめ免疫を得る）⇒ 予防接種歴の確認

# 標準予防策（スタンダード・プリコーション）

- 血液、体液、汗を除く分泌物、排泄物、損傷した皮膚、粘膜等の湿性生体物質は、感染の可能性があるとみなして対応する方法
- 血液等の体液・嘔吐物・糞便等には感染性の病原体が含まれることが多い
- これらに接する際は、手袋をすること  
必要に応じてマスクやゴーグルをつけること
- その際のごみも感染性があるとして扱うこと
- 手袋を外した後は手洗いを丁寧に行うこと
- 皮膚に傷ができたなら、できるだけ早く傷の手当てを行い、他の人の血液や体液が傷口に触れることがないようにしましょう



# 基本的な感染対策

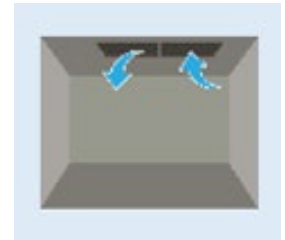
## ■ 十分な換気を行う

施設内の換気の構造等を確認しましょう

- 機械換気設備を常時稼働
- 2方向の窓を開放
- 1つの窓だが、窓ぎわに扇風機やサーキュレーターなどを外向きに稼働
- 窓なし・開放不可だが、空気清浄機や空気ろ過装置を稼働

## ■ 不要な感染対策を見直しましょう

- 次亜塩素酸水の使用（加湿器・環境消毒）
- 手すりや机の頻回な消毒
- 足ふきマットや足カバー・ヘアキャップの使用



# 利用者の健康管理

## 【日常の健康状態の観察と対応】

- 食事の摂取状況、体温・脈拍・血圧、体重など
- 日常の変化を早期に把握することが大切

## 【感染症を疑うべき症状】

- 発熱：38°C以上または平熱より1°C以上の上昇
- 嘔吐・下痢など消化器症状
- 咳・痰・のどの痛みなど呼吸器症状
- 発疹：特に乳幼児 皮膚の腫れ・赤み・痛み

## 【健康状態の記録】

- 有症状者（新たな発症者）の記録と報告
- 予防接種歴：特に乳幼児



# 主なワクチン接種歴の確認

## 【小児の定期接種】

- Hib(ヒブ) 小児用肺炎球菌 B型肝炎
- ロタウイルス 四種混合(DTP-IPV)
- BCG 麻しん風しん(MR) 水痘 日本脳炎

## 【小児の臨時接種】：新型コロナウイルス

## 【小児の任意接種】

- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- インフルエンザ 髄膜炎菌

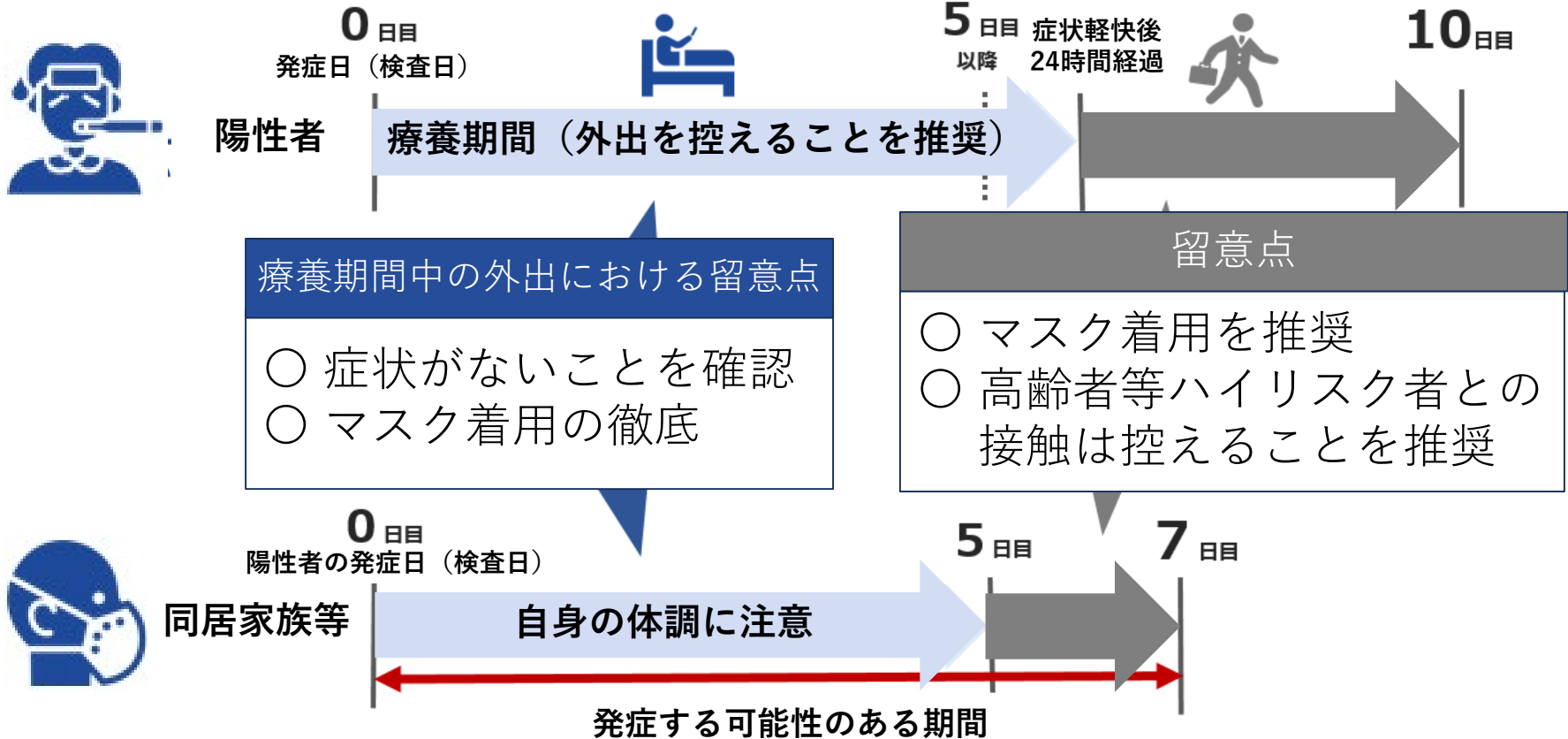
## 【高齢者の予防接種】

- 成人用肺炎球菌 インフルエンザ
- 新型コロナウイルス

# 学校保健安全法施行規則に定める出席停止期間の基準

疾患	出席停止の期間（2023年5月現在）
●第一種の感染症	治癒するまで
●第二種の感染症（結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く）	次の期間。ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
●結核、侵襲性髄膜炎菌感染症及び第三種の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

# 新型コロナの療養期間の考え方



- 感染者の療養期間は、発症日から5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまでが推奨されています。
- 発症から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、高齢者施設に従事している方は、10日間配慮が必要です。

# 日頃からの感染管理

- 感染対策のための指針・マニュアルの整備
- 感染管理に関する職員研修の実施
- 施設・事業所内の衛生管理
- 感染対策委員会の設置
- 医療機関（医師・看護師等）との連携体制の構築
- 地域の感染症の発生状況の把握
- 事業継続計画(BCP)の策定と訓練の実施
- 衛生資材、抗原検査キットの備蓄
- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

介護現場における感染対策の手引き第3版 厚生労働省老健局 令和5年9月  
神奈川県 新型コロナウイルス感染症高齢者福祉施設における対応の手引き 第五版

# 感染症対策のマニュアルの概要

## 【管理体制】

- 基本理念 感染対策委員会設置 指針・マニュアル整備  
訓練(シミュレーション)実施 職員の健康管理

## 【日頃の対策】

- 施設内の衛生管理：環境整備 施設の清掃 嘔吐物・排泄物の処理方法 血液等の体液の処理方法
- 利用者の健康管理：健康状態の観察と対応の記録 感染症を疑うべき症状と注意点
- 利用者ケアと感染対策：手洗い ケア時の標準予防策  
食事介助 排泄介助(おむつ交換等) 医療処置

## 【発生時の対応】

- 状況把握 拡大防止 報告 関係機関との連携等

# 医療機関との連携

## 医療機関への依頼内容

- 施設からの電話等相談
  - 発熱や体調不良の利用者への対応について
  - 発熱や体調不良で医療機関を受診するとき
- 施設への医師・看護師の往診・派遣の要請
- 入所者への検査の実施
- 入院要否の判断と入院調整
- 施設での看取りを行う場合の協力
- コロナ治療薬の処方可否

# 業務継続計画(BCP)

- 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan, BCP）と呼ぶ。

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 厚生労働省 令和2年12月
- 児童福祉施設における業務継続ガイドライン 令和4年3月31日 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題2「感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究」